

特別受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等を指定する件

平成三十年三月三十日財務省告示第八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二及び関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十五条の規定に基づき、同法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等及び同条第三項に規定する特別特惠受益国並びに同条第二項の規定に基づき同条第三項に規定する特惠関税の便益を与えない物品等について次のとおり告示する。

一 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の二第一項に規定する特惠受益国等は、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、エジプト、エチオピア、エリトリア、エルサルバドル、ガーナ、カーボヴェルデ、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キューバ、キリバス、キルギス、グアテマラ、グレナダ、ケニア、コートジボワール、コスタリカ、コンゴ、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サモア、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シリア、ジンバブエ、スーダン、スリナム、スリランカ、スワジランド、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントビンセント、セントヘレナ及びその附属諸島地域、セントルシア、ソマリア、ソロモン、タイ、タジキスタン、タンザニア、チャド、中央アメリカ、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）、チュニジア、ツバル、トーゴ、トケラウ諸島地域、ドミニカ、ドミニカ共和国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニウエ、ニカラグア、ニジェール、ネパール、ハイチ、パキスタン、パナマ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、パラグアイ、バングラデシュ、東ティモール、フィジー、フィリピン、ブータン、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、米領サモア地域、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ペルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、マリシャル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マリ、マレーシア、ミク

ロナシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モーリシヤス、モーリタニア、モザンビーク、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、モントセラト地域、ヨルダン、ヨルダン川西岸及びガザ地域、ラオス、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト並びにレバノンとする。

二 法第八条の二第二項の規定に基づき同条第三項に規定する特惠関税の便益を与えない同条第一項に規定する特惠受益国等、物品及び当該物品に当該便益を与えない期間は、次の表のとおりとする。

項名	物 品	期 間
一 アルゼンチン	一〇〇七・九〇―〇九〇	平成二十八年四月一日から
二 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	〇六〇四・二〇―〇〇〇 一一二一・九〇―七九〇 一四〇四・九〇―四九九 一五〇五・〇〇―一〇〇 二〇〇一・九〇―一四〇 二〇〇一・九〇―二九〇 二三〇九・一〇―〇九九 二九・一九 二九・二五 四四・一四 四四・一五 五三・〇九 六一・一六 九六・一六	平成三十一年三月三十一日まで
二 タイ	三五・〇五	平成二十九年四月一日から
三 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	〇七〇六・九〇―〇一〇 〇七〇九・五九―〇一一 〇七一二・九〇―〇一〇	平成三十二年三月三十一日まで

---

---

〇九一〇・一一―二九一  
〇九一〇・一一―二九九  
一二二・九九―九九〇  
一六〇四・一五―〇〇〇  
一六〇四・一七―〇〇〇  
一六〇四・一八―〇〇〇  
一六〇四・一九―〇九〇  
一六〇四・三二―〇九〇  
一六〇五・一〇―〇二九  
一六〇五・五五―九九〇  
一六〇五・五六―九九〇  
一六〇五・五九―一九〇  
二〇〇一・九〇―二五〇  
二二〇六・〇〇―二二九  
二七・〇一  
二七・〇四  
二八・〇九  
二八・二五  
二八・二七  
二八・三四  
二八・三五  
二八・三九  
二八・四九  
二九・二三  
二九・三八  
三六・〇四

---

---

---

三八・〇一  
三八・〇二  
三八・〇六  
三八・一四  
三八・一六  
三九・二三  
三九・二四  
三九・二六  
四〇・一〇  
四四・一一  
四四・一二  
四四・一九  
四四・二〇  
四四・二一  
四六・〇一  
四六・〇二  
五一・〇七  
五三・〇六  
五六・〇七  
五六・〇九  
五七・〇二  
五七・〇三  
五七・〇五  
五八・〇六  
五九・〇三  
六二・一三  
六二・一五

---

六二・一六  
 六二・一七  
 六三・〇一  
 六三・〇二  
 六三・〇三  
 六三・〇四  
 六三・〇五  
 六三・〇六  
 六三・〇七  
 六五・〇五  
 六五・〇六  
 六六・〇一  
 六七・〇二  
 六九・〇二  
 六九・〇七  
 六九・一一  
 六九・一二  
 七四・〇六  
 七四・一一  
 七六・〇七  
 七六・一〇  
 七九・〇七  
 八一・〇四  
 八一・一一  
 八二・一一  
 八二・一三

	三 (一) 中華人民共和国(香港地 域及びマカオ地域を除 く。) 一六〇四・二〇―二〇 一六〇五・五九―九九 一九〇五・九〇―三一九 一九〇五・九〇―三二九 二〇〇六・〇〇―二二九 二五・二三 二八・〇三 二八・一一 二八・一六 二八・一八 二八・四一
八三・〇一 八三・〇二 八三・〇四 八三・〇六 八五・四五 九〇・〇三 九四・〇四 九五・〇五 九五・〇七 九六・〇三 九六・〇八 九六・一五 九六・一七	
平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一日まで	

---

---

二九·〇三  
二九·〇四  
二九·〇六  
二九·〇七  
二九·〇九  
二九·一四  
二九·一五  
二九·一六  
二九·一七  
二九·一七  
二九·一八  
二九·二二  
二九·二二  
二九·二四  
二九·二四  
二九·二六  
二九·二七  
二九·二七  
二九·二八  
二九·三〇  
二九·三〇  
二九·三二  
二九·四〇  
三二·〇四  
三二·〇四  
三三·〇七  
三五·〇四  
三五·〇四  
三五·〇六  
三六·〇一  
三八·二四  
三九·〇四  
三九·〇七  
三九·〇九

---

---

---

三九·一六  
三九·一八  
三九·一九  
三九·二一  
三九·二二  
三九·二五  
四四·〇八  
四四·一七  
五一·一二  
五四·〇三  
五四·〇四  
五四·〇七  
五五·一二  
五五·一二  
五五·一三  
五五·一五  
五六·〇二  
五六·〇三  
五六·〇八  
五七·〇四  
五九·〇二  
五九·〇六  
五九·一一  
六〇·〇五  
六〇·〇六  
六二·一四  
六五·〇七  
六八·〇四

---

	六八・〇五 六九・〇三 七〇・一三 七一・一六 七一・一七 七三・〇九 七三・一〇 七三・一一 七三・一八 七三・二〇 七四・〇七 七六・〇八 七六・一六 八一・〇三 八二・一四 八三・〇八 九五・〇六 九六・〇六
四 中華人民共和国（香港地域及 びマカオ地域を除く。）	(ロ) ブラジル 一五・一五・九〇―四二〇 二一〇一・一一―二九〇
	平成一〇一・一―二九〇 〇五一一・九一―二〇〇 二〇〇五・九九―九一九 二八・一九 二八・二三 二八・二六 二九・二〇
平成三十年四月一日から 平成三十三年三月三十一日まで	

	四〇・〇九 五一・〇六 五八・〇二 六五・〇四 六九・一三 七〇・〇七 八二・一五 九〇・〇四 九四・〇五

注

1 この表の第三欄において「物品」とは、同欄に掲げる九桁の統計番号（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）で定める輸入統計品目表の各統計番号をいう。）又は四桁の項番号（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の各項の番号をいう。）に該当する物品とする。

2 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで又は第七十八類から第九十七類までに該当する物品にあつては、関税暫定措置法第八条の二第一項第二号又は第三号に規定する税率の適用を受けるもの限り、同法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。

三 第八条の二第三項に規定する特別特惠受益国は、アフガニスタン、アンゴラ、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キリバス、コモロ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、ソロモン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、ツバル、トーゴ、ニジエール、ネパール、ハイチ、バヌアツ、パングラデシユ、東ティモール、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミャンマー、モーリタニア、モザンビーク、ラオス、リベリア、ルワンダ及びブレントとする。

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

(国別・品目別特惠適用除外措置及び高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準の廃止)

2 国別・品目別特惠適用除外措置及び高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準(平成十九年財務

省告示第百三十四号)は、廃止する